

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

法人名	株式会社 みむらす
代表者名	大塚 香
法人所在地	神奈川県相模原市南区麻溝台 7 丁目 28 番 46 号
連絡先	042-705-1486
法人設立日	令和6年 11 月 18 日

2. 事業所の概要

1) 事業所名称及び連絡先

事業所の種類	指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）
指定番号	1462691616
事業所名	訪問看護ステーション もんぷら
所在地	神奈川県相模原市南区麻溝台 7 丁目 28 番地 46 号
電話番号/FAX	042-705-1486 / 042-705-1487
管理者	大塚 香
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日

2) 運営の方針

- ① サービスの提供に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ② サービスの提供により、利用者のみならず家族の心身負担の軽減を図り、充実した家庭での療養生活が継続できるように支援します。
- ③ ステーションの看護師等は、常に根拠に基づいた事業の提供を意識し、専門職として適切な知識・技術の向上に努めるとともに、常にその質の評価を行い改善を図ります。
- ④ サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、保育園、幼稚園、小学校等との 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ 訪問看護の提供の際には、利用者又はその家族に対して適切な説明を行うとともに、主治医へ情報の提供を行います。

3) 職員体制

- 管理者 : 保健師・看護師 1 名（常勤職員）
- 看護職員：保健師、看護師 常勤換算 2.5 名以上（内常勤 2 名以上）
- 理学療法士 1 名

4) 営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から金曜日（祝日、12 月 28 日から 1 月 4 日までを除く）
- 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分
- サービス提供時間 午前 9 時から午後 17 時。
（上記時間外もご相談に応じます）
- 24 時間対応連携加算に同意された利用者は上記の営業日、営業時間のほか、電話等による 24 時間、利用者や家族の希望に応じ、連絡・対応を致します。
- 緊急でない場合の相談は利用者専用公式ラインにて対応させていただきます。
右記 QR コードにの登録をお願いいたします。
お返事は翌営業日になる場合もあることをご承知おきください。



5) 通常実施地域

通常の事業の実施地域は、相模原市中央区・南区、座間市、大和市つきみ野・中央林間・南林間の区域とします。その他の地域は相談の上対応いたします。

3. 訪問看護サービスの内容・提供方法

1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を提供いたします。

- ① 病状・障害の観察
- ② 人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養などの医療的ケア
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等の日常生活の支援
- ⑤ 床ずれの予防・処置カテーテル等の管理
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 発達評価と療育支援
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ 家族への看護・育児指導及び精神的支援・相談
- ⑩ 家族の休息確保のための援助
- ⑪ 学校・幼稚園・保育園・福祉施設やサービス機関との連携
- ⑫ その他医師の指示による医療処置

2) サービスの提供にあたっては主治医の指示書に基づき、「訪問看護計画書」そって計画的に提供します。また訪問看護報告書として主治医に報告させていただきます。

3) 訪問について

- 主治医より指示書が届いた時点で初回訪問の日時を設定します。
- 初回訪問時、サービス内容の説明と内容についての契約を交わします。
- 初回訪問時、お子さんの状態や医療ケアの状態などを確認し、ご家族の希望を踏まえ、訪問の回数・時間等を決定します。
- 利用者の健康状態やケアの内容について主治医には、訪問看護報告書を、お住いの行政には情報提供等の形で、情報提供をする場合がありますので、ご承知おきください。

4) サービス提供について

- サービス提供にあたっては、複数の職員が交替してサービスを提供させていただきます。利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 利用者から特定の職員を指名することはできませんが、職員についてお気づきの点やご要望がありましたら、管理者にご遠慮なく相談ください。
- サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

5) サービス内容の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはできる限り早く連絡してください。
- 担当職員が訪問できない場合にも、できる限りほかの職員を派遣します。

6) 本契約は、以下に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 利用者が死亡した場合
- 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事務所を閉鎖した場合
- 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 本契約が解約または解除された場合
- 契約期間が満了した場合（満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く）

7) 保険証の確認

「住所」及び「保険証」、「医療証」、「身体障害者手帳」などは毎月確認させていただきます。記載内容の変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、担当職員や管理者が各種手帳の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

4. ご利用料金・ご利用時間など

1) 利用料

介護保険料・医療保険料など診療報酬により計算させていただきます。お住いの地域の小児医療書、小児慢性疾患医療の場合は自己負担が生じる場合があります。利用料のうち各利用者の負担割合に応じた金額をご請求いたします。

① 交通費（消費税別）

事業所より片道5km以上実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費をご請求いたします。

- 事業所から片道5キロメートル未満 0円
- 事業所から片道5キロメートル以上 1kmごとに100円
- 訪問に関して駐車場確保できず有料駐車場を利用した場合実費負担

（**無料** ・ **有料** **円/訪問1回につき**）

② キャンセル料（消費税別）

- 前日17時30分まで 無料
- 前日17時30分以降（連絡あり） 5000円
- 連絡なし 訪問にかかる費用全額

※ 急な受診やお悔やみの場合はいたしません

③ 保険適応外サービス（消費税別）

- 営業時間内で1時間30分を超える訪問看護料金：30分毎3000円
- 死後の処置料は20000円
- 営業日以外に利用者からの希望により訪問を実施した場合は4000円/回
- 留守番看護をご希望される場合は別紙にサインをいただきます。信頼関係ができてからの実施になります。当事業所が困難と判断した場合はお断りすることがあります。
- 在宅レスパイト事業 登校支援などの他公的な委託事業

④ お支払いについて

現金集金…料金が発生する場合は請求書を発行、集金後に領収書をお渡しいたします。

2) ご利用時間や回数・情報提供などについて

① 医療保険：30分～60分

通常1日1回、週に3日（難病・医療機器の使用による特別な管理が必要・特別指示期間などは毎日複数回訪問が可能）

② 長時間訪問看護 90分以上

医療機器の使用による特別な管理が必要（別表8）、特別指示期間、超・準重症児の方は1週に1日（15歳未満の方は週に3日）

③ 複数名の訪問看護が可能なお方には必要時同行訪問します。

④ 情報提供（市町村などや通学する学校、入院医療機関に対し訪問看護に係る情報を提供します）

⑤ 介護保険：居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）の居宅介護サービス計画書に沿って提供いたします。

5. ご利用にあたってのお願い

- 看護師・リハビリ専門職はチーム制で訪問させていただきます。
- 訪問調整などのご質問はお問い合わせください。
- 翌月の訪問スケジュールの変更（通常の週間スケジュール以外）はできるだけ前月 20 日頃までにご相談ください。病状の変化のある方を優先して変更に応じます。
- その日の訪問スケジュール管理はステーション内で一元的に管理しています。何かの事情で遅刻する場合はご連絡いたします。お知らせした時間より前後する場合がございますのでご了承ください。時間延長につきまして も、スタッフからステーションに報告して、指示を受けてからの延長となります。
- 移動中に事故が起きた場合、その場での対応が必要なため、急な訪問時間の変更、あるいは訪問ができなくなる場合がございます。
- 介護報酬、診療報酬の改正に当たって、内容及び利用料その他の額の変更があります。改正があった際には、ご説明いたします。
- 当ステーションは、医療実習生の受け入れを実施しております。実習のご協力をお願いします。守秘義務や訪問マナーは、学校又は施設内で教育しています。感染等にも十分注意をします。見学者の同行訪問は 可 ・ 不可（どちらかに○をしてください）（実習前日までに許可をいただくためにご相談しても良いかどうかについての 同意です）

（ 可 ・ 不可 ）

6. サービス内容に関する苦情等相談など窓口

当事業所	訪問看護ステーション もんぷら TEL：042-705-1486 相談窓口：管理者 大塚 香 相談時間：8：30～17：30（営業時間内）
公的機関	神奈川県国民保険団体連合会 苦情相談直通ダイヤル TEL：045-329-3447
	関東信越厚生局神奈川事務所 指導課 TEL：045-270-5257
	相模原市福祉基盤課 高齢指定・指導班 TEL：042-769-9225

7. 緊急時・事故発生時について

- 1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要対応を致します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な対応をさせていただきます。
- 2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な対応をいたします。
- 3) 本事業所は前項の事故の状況及び事故に際して処置について記録し、当該利用者の契約終了から2年間保存します。
- 4) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待防止について

- 1) 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - その他虐待防止のために必要な措置
- 2) 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報させていただきます。

9. 個人情報の保護について

- 1) 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2) 本事業者が得た利用者の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- 3) 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- 4) 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とします。
- 5) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理と注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

令和 年 月 日

訪問看護サービス利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者（住所）神奈川県相模原市南区麻溝台7丁目28番46号
（名称）株式会社 みむらす

代表取締役 大塚 香 印

説明者（所属）...訪問看護ステーション...もみらす

（氏名）.....印

令和 年 月 日

契約書及び本書面により、これからサービスを受ける訪問看護の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意しました。

利用者（住所）.....

（氏名）.....印

利用者本人による署名が困難な場合は、代筆者（保護者）が本人に代って署名します。）